

別表六(二十二)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	1					
事業種目	2					
資産種類	3					
産区分	4					
区分取得年月日	5	・	・	・	・	・
区分指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7		円		円	
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
額差引改定取得価額 (7) - (8)	9					

「16」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第42条の12の3第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00448」
 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	12					
当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$ - (別表六(十四)「14」)	13					
当期税額控除可能額 (11) と (13) のうち少ない金額	14					
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	15					
当期税額控除額 (14) - (15)	16					
繰越						
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17) と (18) のうち少ない金額	17					
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	18					
当期繰越税額控除額 (19) - (20)	19					
法人税額の特別控除額 (16) + (21)	20					
当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算	22					

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額
・	23	24	(23) - (24)
・			25
・			

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第42条の12の3第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00449」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

計	当期分	合計
設	備	の
概	要	

別表六(二十二) 令三・四・一以後終了事業年度分